

社会福祉法人 埼玉朝日会

役員報酬規程

社福朝規則第8号
平成11年4月1日

社福朝規則第8号—1
平成16年4月1日

社会福祉法人 埼玉朝日会

社福朝規則第8号—2
平成20年4月1日

社福朝規則第8号

社福朝規則第8号—3
平成26年4月1日

社福朝規則第8号—4
平成29年4月1日

社会福祉法人 埼玉朝日会役員報酬規程を次のように定める。

平成28年11月13日

社会福祉法人 埼玉朝日会
理事長 野辺 孝夫

社会福祉法人 埼玉朝日会
役員報酬規程

第1章

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 埼玉朝日会の役員に支給する報酬についての体系と基準を明確にし、適正かつ円滑な法人運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長に支給する報酬

「内容」① 法人業務及び定款第40条「定款細則」の業務に対し、日額10,000円を支給する。

② 但し、①について施設長兼務については月額10,000円を支給し(3)は支給しない。

(2) 業務執行理事に支給する報酬

「内容」① 法人業務及び定款第40条「定款細則」の業務に対し、日額5,000円を支給する。

② 但し、①について職員兼務については月額5,000円を支給し(3)は支給しない。

(3) 理事、監事に支給する報酬

「内容」① 理事会出席1回につき5,000円を支給する。

② 交通費は実費額を支給する。

(4) 評議員に支給する報酬

「内容」① 評議員会出席1回につき5,000円を支給する。

② 交通費は実費額を支給する。

(5) 評議員選任・解任委員に支給する報酬

「内容」① 評議員選任・解任委員会出席1回につき5,000円を支給する。

② 交通費は実費額を支給する。

(6) 各年度内、報酬支払上限額

「内容」各年度内に支給できる限度額は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員それぞれ上限額20,000円までとする。

(7) 理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に支給する旅費(交通費、日当、宿泊料を言う)

(報酬体系)

第3条 報酬体系は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事については、次のとおり。
月額支払い
- (2) 理事、監事については、次のとおり。
理事会出席の都度
- (3) 評議員については、次のとおり。
評議員会出席の都度
- (4) 評議員選任・解任委員については、次のとおり。
評議員選任・解任委員会の都度
- (5) 理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員に支給する旅費は、次のとおり。
旅費(交通費、日当、宿泊料)

第2章

(旅費)

第4条 この規程における旅費は、役員が当法人の運営上必要に応じ出張する場合の交通費、日当、宿泊料について規程する。

(交通費の計算)

第5条 交通費はもっとも経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により利用した場合の計算による。

(鉄道運賃)

第6条 鉄道運賃の額は、普通旅客運賃及び必要に応じて急行料金、特別急行料金、座席指定料金ならびにグリーン料金とする。

(船運賃及び航空運賃)

第7条 船運賃及び航空運賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車、タクシー等の運賃)

第8条 自家用車使用時は、10km以内1,000円、10km以上、10km毎に1,000円、端数は切り上げとする。タクシー等の運賃は実費額を支給する。

(日当)

第9条 日当は、出張に際し、諸雑費に当てる費用として支給する。

(宿泊料)

第10条 宿泊料は、出張のため宿泊に付帯する朝食、夕食及び宿泊に要する

経費並びにそれに伴う諸雑費にあてるための費用として、宿泊日数に応じて支給する。

第3章

(報酬の支払い)

第11条 報酬は原則として、別表1の定めに従い当該役員の請求に基づき支払うものとする。

第4章

(改定)

第12条 本規定の改定は、評議員会の承認を得て決定する。

(施行)

第13条 本規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

役員の職名	報酬支払い日	旅 費	
		請 求	清 算
理事長 業務執行理事	月額支払い、毎月20日但し、当日が休日に当たる場合はその前日とする。	出張日2週間前に仮払い請求可	帰着後、2週間以内に清算すること
理 事 監 事	理事会開催日	同 上	同 上
評議員	評議員会開催日	同 上	同 上
評議員選任・解任委員	委員会開催日	同 上	同 上
理事長 業務執行理事 理 事 監 事 評議員 評議員選任・解任委員		交通費 日 当 宿泊料	実費額 5,000円 10,000円

